

鹿児島市議会の 特色ある取り組み



令和8年4月

鹿児島市議会

目 次

1. 議会機能の充実

(1) 議会改革推進ワーキンググループの設置	1
① 議会改革について	
② 議会改革推進WGについて	
③ 議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果	
(2) 議会改革推進研究会の取り組み	10
(3) 政務活動費の運用に関する申合せ	11
① 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正	
② 政務活動費関係書類の市議会ホームページでの公開	
③ 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正	
(4) 政務活動費の交付に関する条例等	12
(5) 正副議長選挙に係る意思表示の導入	13
(6) 議会基本条例の制定	13
(7) 議会基本条例に基づく新たな取り組み（請願及び陳情に係る市民等からの意見聴取、反問、議員間討議の導入）	14
(8) オンライン委員会の導入	14
(9) 国等へ意見書提出を求める陳情の審査の改善	14
(10) 議会の運営等に関する陳情の取扱いの見直し	15
(11) 議員定数の削減	15
(12) 常任委員会の数の見直し	15
(13) 常任委員会の定数及び所管の見直し	15
(14) 委員会所管事務調査の活性化	16
(15) 発言通告制度の整備	16
① 発言通告書の記載のあり方	
② 通告書確認のための議会運営委員会の開催	
③ 質疑者に対する当局の取材のあり方	
(16) 協議又は調整を行うための場の設置	16
(17) 議員研修会の開催	17
(18) 新人議員への研修会の開催	19
(19) 議会事務局機構改革	19
(20) 調査機能の充実強化	19
① 政務調査員制度の導入	
② 新聞記事等検索システムの導入	
③ 議会刊行物の発行・改編	
(21) 議会図書室の充実	20
① 議会図書室の整備	
② 蔵書リストのデータ管理	
③ 「議会図書室だより」の発行	
④ 西別館への移転及び新刊図書コーナーの設置	
⑤ レイアウトの変更	

2. 市民に開かれた議会

(1) ホームページによる議会情報の発信	21
① 議会ホームページの開設	
② 議会ホームページのリニューアル	
(2) 議会中継及び録画放映	21
① 市政情報配信システムによる生中継の開始	
② 議場内傍聴席にモニターテレビを設置	
③ インターネットによる生中継及び録画放映の開始	

④ 本会議中継システム等のフルデジタル化	
⑤ スマートフォンやタブレット端末による生中継及び録画放映の開始	
⑥ スキップコントロール機能、スキップ機能の追加	
(3) 会議録の閲覧・検索	22
(4) 委員会記録の閲覧・検索	22
(5) 傍聴者のために議場内の議席等の配置図を配付	22
(6) 本会議における一問一答方式・対面式の導入	23
① 一問一答方式の導入	
② 対面式の導入	
(7) 本会議における議員呼称の改善	23
(8) 本会議場傍聴席に音声伝達システムを導入	23
(9) 請願・陳情提出者に委員会審査日を連絡	23
(10) 会期日程の早期公開	24
(11) 閉会中の委員会日程のホームページ公開	24
(12) 請願・陳情等のホームページ公開	24
(13) 傍聴者のために閲覧用の議案書・陳情文書表を配置	24
(14) 議員発言通告の市民への事前公開	24
(15) 傍聴者の要請に応じ手話通訳者等を配置	25
(16) 委員会の公開	25
(17) 市議会だよりの点字版・音声版の発行	25
(18) 市議会広報紙「かごしま市議会だより」の発行・充実	25
(19) 市民に身近な場所（公共施設）での会議録の閲覧・貸出し	26
(20) 市議会の情報公開	26
(21) 政務活動費収支報告書への領収書等の証拠書類の添付	27
(22) 簡易な手続きによる政務活動費収支報告書等の閲覧	27
(23) 政務活動費収支報告書等の議会ホームページでの公開	27
(24) 政務活動費に係る出張報告書の閲覧	27
(25) 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正	27
(26) 本会議開議告知ブザーの改善	27
(27) 各会派議員控室入口にネームプレートを掲示	27
(28) 議会事務局室のオープン化	28
(29) 議会案内板の設置	28
(30) こども市議会探検「市議会に行ってみよう！」の開催	28
3. 政策提案	
鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の制定	29
4. 政治倫理の確立	
(1) 鹿児島市議会議員の政治倫理に関する条例の制定	30
(2) 鹿児島市議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定	30
(3) 鹿児島市議会議員への企業等からの政治献金に関する決議	30
(4) 議員活動に関する申合せ	30
(5) 虚礼廃止に関する申合せ	30
5. 新議事堂の整備（平成27年度）	
(1) 議場の整備	31
① 車いすスペースの設置	
② 通路の段差解消等	
③ 難聴者用音声伝達システムの更新	
④ 親子席の設置	
⑤ 電子表決システムの導入	
⑥ 昇降式演壇の設置	
(2) 委員会室の整備	32
① 傍聴席の増席	
② 録音設備の更新	

(3) その他	32
① 議員出退表示システムの更新	
6. その他	
(1) インターネットによる行政視察受付業務の効率化	33
(2) 市議会広報紙と市政広報紙の同時配布による経費節減	33
(3) 夏季における議員の服装の軽装化	33
(4) 市長の諮問機関等への議員の就任の見直し	33

1. 議会機能の充実

(1) 議会改革推進ワーキンググループの設置

⇒ 令和6年6月設置

① 議会改革について

議会改革については、令和6年6月5日の議運において、議長から、前任期に引き続き、議会改革を議運の具体的な検討課題として協議・検討していただきたい旨の提起がなされ、議運の検討課題とすることを確認したものである。

それを受け、同年6月12日の議運において、議会改革については、議運で協議・検討の上、決定することとし、議運で協議するための素案等は議長が設置する任意組織「議会改革推進ワーキンググループ（WG）」において作成すること、WGに広報広聴、ICT推進、議会運営の3つのグループを置くこととし、各グループは参加を希望する議員並びに事務局職員をもって構成すること、グループの協議事項は議長から要請のあった事項及びグループで協議することを確認した事項とすること、グループにおける協議の進捗状況については、議長が議運に適宜報告することなど協議の在り方について確認した。

また、同年6月25日の議運では、議長から、広報広聴、ICT推進、議会運営の各グループのメンバーや今後の進め方等について報告がなされた。

議運においては、各グループの協議結果等の報告を踏まえ、随時、協議を行っており、その結果については③に記載のとおりである。

なお、前任期においても、議会改革推進WGを設置しており、WGの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果については、【参考】（P5）に記載のとおりである。

② 議会改革推進WGについて

ア. 概要

区 分	内 容
設置目的	議会機能の充実・強化を図るため、議会改革の推進について協議・検討の上、議運で協議するための素案等を作成し、議長に報告する。
構 成	<ul style="list-style-type: none">・WGに「広報広聴」「ICT推進」「議会運営」の3つのグループを置く。・各グループは、参加を希望する議員（メンバー）並びに事務局職員をもって構成する。・議員はいずれか一つのグループに参加することができる。・グループに、互選により長を置く。
メンバ ー以外 の出席	<ul style="list-style-type: none">・グループの長は必要があると認めるときは、メンバー以外の者に参加を求め、意見を聞くことができる。

任 期	・メンバーの任期は、原則として議員の任期とする。
イメージ図	<p>The diagram illustrates the flow of information and requests. On the left is the '議定機関' (Decision-making body) which is the '議会運営委員会' (Council Administration Committee). In the center is the '議長' (Mayor). On the right is the '議会改革推進WG' (Council Reform Promotion WG), which includes three sub-groups: '広報広聴グループ' (Public Relations and Outreach Group), 'ICT推進グループ' (ICT Promotion Group), and '議会運営グループ' (Council Administration Group). Arrows indicate that the Mayor sends '要請' (Requests) to the WG groups and receives '報告' (Reports) from them. The Council Administration Committee receives '報告・提起' (Reports and Proposals) from the Mayor.</p>
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議長から要請のあった事項 ・グループにおいて協議することを確認した事項
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・グループにおける協議に当たっては、あらかじめ協議期間を設定するなど、スピード感を重視した運営に努めるものとする。 ・協議経過・結果等については、グループの長が議長に随時報告する。 ・議長は、グループにおける協議の進捗状況について、議運に適宜報告する。 ・その他運営に関し必要な事項は、グループにおいて協議・決定する。 ・原則非公開とする。ただし、議員の傍聴は認める。

イ. 各グループの協議事項

i. 広報広聴グループ

市議会だよりの紙面見直しや学生等を対象とした主権者教育（例：こども市議会）の実施など、「広報広聴の在り方」について

ii. ICT推進グループ

鹿児島市議会ICT推進基本計画の改定やタブレットのさらなる活用などの「ICT活用策」について

iii. 議会運営グループ

本会議や委員会などの「議会運営に関する見直し等」について

ウ. WG各グループメンバー

(令和8年4月1日現在)

i. 広報広聴グループ

長) 佐藤 高広 (自民党市議団)
いけやま 美月 (自民党市議団)
和 るりか (立 憲 社 民)
小南 まさゆき (公 明 党)
合原 ちひろ (市 民 連 合)
たてやま 清隆 (日 本 共 産 党)
のぐち 英一郎 (にじとみどり)
本田 かずき (無 所 属)

ii. ICT推進グループ

長)	奥山	よしじろう	(自民党市議団)
	小森	こういちろう	(自民党市議団)
	永谷	さよこ	(立憲社民)
	甲斐	ひろのぶ	(公明党)
	園山	えり	(日本共産党)
	田代	よしき	(無所属)
	大木	ひかる	(無所属)
	池田	ゆうせい	(無所属)

iii. 議会運営グループ

長)	霜出	佳寿	(自民党市議団)
	米山	たいすけ	(自民党市議団)
	向江	かほり	(立憲社民)
	松尾	まこと	(公明党)
	三反園	輝男	(市民連合)
	大園	たつや	(日本共産党)
	大原	葉	(無所属)
	せぐち	和浩	(無所属)

長：グループ長

③ 議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果

ア. 広報広聴

i. 市議会独自のSNSを活用した市議会の情報発信（※実施済）

- ・令和6年8月28日の議運において、議長から、「グループにおいて、市公式Xに加え、市議会独自のフェイスブック及びインスタグラムを活用し、会期日程や発言通告一覧表、質疑を行う議員の顔写真・氏名等に加え、市議会だより発行や行政視察等の情報発信を行うことで意見がまとまった」との報告があり、フェイスブック等で情報発信を行うことを確認し、同年第3回定例会から実施した。

ii. 市議会だよりの紙面見直し（※実施済）

- ・令和7年4月28日の議運において、議長から、「グループにおいて、これまで、市民の皆様在市議会だよりを手にとって読んでいただくための紙面見直しについて検討を進めてきたが、より読みやすい紙面とするため、現在、原則、縦書きとなっているレイアウトを横書きとし、文字サイズを変更するとともに、文字量を削減し、代わりに写真等の掲載量を増やすこと、また、二次元コードについて、代表質疑においては各会派別に、個人質疑においては各質疑日別に、新たに二次元コードを掲載することで意見がまとまった」との報告があり、市議会だよりの紙面を見直すことを確認し、同年8月1日発行分から実施した。

iii. こども市議会の開催（※実施済）

- ・令和7年6月24日の議運において、議長から、「グループにおいて主権者教育の一環として、市議会の役割や仕組みの学習、議員との交流等を行う『こども市議会探検』を実施してはどうかということで意見がまとまった」との報告があり、同グループから実施要領（案）が示され、同年8月6日及び8日に「令和7年度 こども市議会探検「市議会に行ってみよう！」を実施することを確認し、同日に実施した。

イ. 議会運営

i. 政務活動費（事務補助員に係る経費）の取扱いの見直し（※実施済）

- ・令和6年10月30日の議運において、議長から、「政務活動費（事務補助員に係る経費）の取扱いについて、見直しの具体的な方向性がまとまった」との報告があり、補助加算額の算出基準（算出基礎）、補助加算額の算出基準（交付対象人数）及び補助加算額の月額上限の見直しについて確認した。
- ・7年2月18日の議運において、政務活動費の交付に関する条例及び同条例第3条第1項に定める交付額のうち、市長が別に定める基準の一部改正の新旧対照表について提起がなされた。
- ・同年2月28日の議運において、政務活動費の交付に関する条例等については、新旧対照表のとおり改正することを確認し、同条例第3条第1項に定める交付額のうち、市長が別に定める基準については、同年4月1日から施行することを決定した。
- ・同年3月18日の議運において、政務活動費の交付に関する条例の一部改正議案の取扱いについて協議し、議運所属議員全員の発議により、3月21日の本会議で提出者説明及び委員会付託を省略の上、簡易表決とすることを確認した。（3月21日原案可決）

ii. タブレット端末の活用策（パネル類のデータ掲載）（※実施済）

- ・令和7年4月28日の議運において、議長から、「グループにおいては、ICT推進グループの協議・検討結果を受け、タブレット端末の活用策（パネル類のデータ掲載）について、実施時期やタブレット端末へのデータ掲載までのフローなど詳細な運用方法を整理した」との報告があり、同年5月9日の議運において、同年第2回定例会から実施することとし、「本会議におけるパネル類の使用に関する申合せ」を新たに制定することを決定した。

iii. 委員会傍聴許可の確認方法の変更（※実施済）

- ・令和7年6月4日の議運において、議長から、「グループにおいては、委員会傍聴許可の確認方法について、議会タブレットを活用して氏名・住所等を読み上げることなく確認を行い、許可を諮る取扱いへ変更することで意見がまとまった」との報告があり、同年6月11日の議運において、同年第2回定例会の常任委員会から運用を開始することを決定した。

iv. 陳情の取扱いの見直し（※実施済）

- ・令和7年12月3日の議運において、議長から、「グループにおいては、陳情の取扱いに関して、委員会付託に適さないと判断されるもの（※）について整理し、明文化することで意見がまとまった」との報告があり、同年12月17日の議運において、「陳情取扱要綱」を一部改正し、令和8年第1回定例会において取扱いを協議する陳情から適用することを決定した。

※市外に住所を有する者から提出されたもの、個人・団体を誹謗中傷するもの、市の所管外のものでかつ市の事務と関連のないもの、係争中の案件に関するものなど10項目

〈参考〉その他の取組

i. 陳情者の本人確認の実施（※実施済）

- ・令和8年2月27日の議運において、議長から、「議会運営グループにおいては、陳情書の提出に当たり本人確認書類等の提出を求めることについて協議を重ねたが、本人確認について必要であるという意見と必要性がないという意見が出され、意見の一致を見るに至らなかったことから協議を終了した」との報告があった。これを受け、議長から、「陳情の提出に係る事務手続を行う事務局を預かる私としては、ワーキンググループにおいて様々な御意見が出されたことは承知しているが、市外に住所を有する方から提出された陳情については全議員へ参考送付する取扱いとしている現状を踏まえると、陳情者の住所を正確に把握する必要があること、また、陳情は議会に対する正式な意思表示であり、陳情者の実在を確認することは真正性を担保する観点から妥当な手続であると考えことから陳情者の本人確認を行うことがよいのではないか」との提起がなされ、同年3月17日の議運において、「議会運営に関する申合せ事項」を一部改正し、同年第2回定例会において取扱いを協議する陳情から本人確認を行うことを決定した。

【参考】

前任期における議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果（令和2～5年度）

ア. 広報

i. 市議会だよりの紙面見直し（※実施済）

- ・令和2年9月25日の議運において、議長から、「WGにおいては、試験的に読みやすい書体へ変更すること、また、WGにおける調査・検討の参考とするために市民意見を募集することで意見がまとまった」との報告があり、同年第3回定例会号（同年11月1日発行）について、WGの報告を踏まえ編集することを確認した。
- ・3年2月9日の議運において、議長から、「WGにおいては、個人質疑の記事を分野ごとにまとめて掲載し、『行政運営』、『企画・財政』、『健康・福祉』などの見出しをつけること、質疑を掲載する紙面の段と段の間隔（スペース）

を広げること、提出議案の解説や議会の動きなどを紹介する企画コーナーを設けること、引き続き市民からの意見を募集することで意見がまとまった旨の報告があったことから、2年第4回定例会号（3年2月1日発行）については、WGの報告を踏まえ編集した」との報告があった。

- ・3年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、紙面全体を読みやすい書体へ変更することで意見がまとまった」との報告があり、同年第1回定例会号（同年5月1日発行）からWGの報告を踏まえ編集することを確認した。

ii. 市議会ホームページの見直し（※実施済）

- ・令和4年3月18日の議運において、議長から、「WGにおいては、市議会ホームページトップ画面の画像を3枚から5枚へ増やし、議会関係、季節感のあるもの等を掲載し、年4回程度更新すること及びホームページ内の議員名簿に、希望する議員についてはメールアドレスを追加することで意見がまとまった」との報告があり、WGの報告を踏まえて見直すことを確認し、同年4月1日から変更した。

iii. 市公式SNSを活用した市議会の情報発信（※実施済）

- ・令和5年11月29日の議運において、議長から、「WGにおいて、市公式Xを活用し、会期日程や発言通告一覧表のほか、代表質疑、個人質疑の前日に、翌日に質疑を行う議員の顔写真・氏名・所属会派等を掲載し情報発信を行うことで意見がまとまった」との報告があり、市公式Xを活用した情報発信を行うことを確認し、令和5年第4回定例会から実施した。

イ. ICT推進

i. 鹿児島市議会ICT推進基本計画の策定（※実施済）

- ・令和2年11月26日の議運において、議長から、「WGにおいては、タブレット端末の導入など議会のICT化を具体的かつ的確に推進するため、鹿児島市議会ICT推進基本計画（案）の策定に向けて引き続き協議を進めていくことで意見がまとまった」との報告がなされた。
- ・3年1月14日の議運において、議長から、「WGにおいて同基本計画（案）を策定した」との報告があり、同基本計画（案）について提起がなされ、同年2月9日の議運において、同基本計画を決定した。
- ・5年1月13日の議運において、議長から、「WGにおいては、事業進行スケジュールの変更や新たに同基本計画の検討項目に追加すべき項目（委員会室へのマイク設備等の整備）があることを踏まえ、同基本計画の見直し案がまとまった」との報告があり、同年2月7日の議運において、見直すことを確認した。

ii. タブレット端末の機種及びアプリケーションの導入（※実施済）

- ・令和3年6月22日の議運において、議長から、「WGにおいては、鹿児島市議会ICT推進計画に基づき、タブレット端末の導入等について協議を進めてきたが、議員間での認識を共有するため、タブレット操作体験会を開催する」との報告があり、同体験会を2回に分けて実施することを確認し、第1回を同年7

月6日及び7日に、第2回を同年7月27日及び28日に実施した。

- ・同年12月15日の議運において、議長から、「WGにおいては、体験会等を踏まえ、導入するタブレット端末の機種と2種類のアプリケーションを導入することについて意見がまとまった」との報告があり、WGの報告を踏まえ、4年度のタブレット端末等の導入に向けて具体的な業務を進めることを確認した。
- ・4年9月9日の議運において、議長から、「WGにおいては、タブレット端末機等に関する使用基準（案）がまとまった。また、今後、試験運用開始前に操作研修会を開催する予定である」との報告があり、同年9月15日の議運において、同使用基準を決定した。なお、操作研修会については、同年10月6日に実施した。

iii. タブレット端末の活用及びペーパーレス化の推進（※実施済）

- ・令和4年11月2日の議運において、副議長から、「WGにおいては、タブレット端末に搭載されているグループウェア（LINE WORKS）について、同年11月21日から試験運用を開始するとともに、ペーパーレス化に向けて対象となる資料等を引き続き検討し、順次実施することで意見がまとまった」との報告があり、同年11月21日から試験運用を開始することを確認した。
- ・5年1月13日の議運において、議長から、「WGにおいては、同年2月1日からLINE WORKSの本格運用を開始すること、また、本格運用開始前に希望者を対象としたタブレット端末操作フォロー研修を開催することで意見がまとまった」との報告があり、同年2月1日から本格運用を開始することを確認した。なお、同フォロー研修については、同年1月26日に実施した。
- ・同年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、会議用システム（moreNOTE）について、同年5月中に操作研修会を行った上で、同年6月1日から試験運用を開始すること、また、同年6月1日以降、LINE WORKSで取り扱う文書等を拡充することで意見がまとまった」との報告があり、同年5月17日の議運において、同年6月1日以降のmoreNOTEの試験運用及びLINE WORKSの拡充を確認し、実施した。

iv. 委員会室等マイク設備等の整備（※実施済）

- ・令和5年8月25日の議運において、議長から、「WGにおいては、鹿児島市議会ICT推進基本計画に基づく委員会室等マイク設備等の整備について、具体的な整備内容がまとまった」との報告があり、整備案について提起がなされた。
- ・同年9月13日の議運において、整備案のとおりとすることを確認し、6年10月に整備した。

ウ. 議会運営

i. 反問の範囲の見直し（※実施済）

- ・令和2年9月25日の議運において、議長から、「WGにおいては、現行の趣旨確認に加え、実質的な反対質問として議員または委員の考え方や根拠を問う反論まで認めることで意見がまとまった」との報告があり、申合せの改正案について提起がなされた。
- ・同年10月26日の議運において、議長提起のとおり見直すことを決定し、当局にも周知を図った上で、同年第4回定例会から適用した。

- ・ 3年1月14日の議運において、議長提起のとおり見直すことを決定し、同年第1回定例会から実施した。
- ii. 委員会記録のホームページ公開（※実施済）
 - ・ 令和3年8月26日の議運において、議長から、「WGにおいては、委員会記録をホームページで公開することで意見がまとまった」との報告があり、実施要領（案）について提起がなされた。
 - ・ 同年9月24日の議運において、議長提起のとおり、4年度以降に開催する委員会から公開することを決定した。
- iii. 代表質疑の一問一答方式導入（※実施済）
 - ・ 令和4年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、令和4年第3回定例会から代表質疑の一問一答方式を試行する申合せ（案）がまとまった」との報告があり、同年第3回定例会から試行することを確認した。
 - ・ 同年5月13日の議運において、申合せを決定し、当局にも周知を図った上で試行を開始した。
 - ・ 6年2月5日の議運において、議長から、「WGにおいては、令和4年第3回定例会から行っている試行について、改選後の令和6年第3回定例会から本格実施することで意見がまとまった」との報告があり、議長から本格実施について提起がなされた。
 - ・ 同年2月19日の議運において、議長提起のとおり本格実施することを確認し、一問一答方式に関する申合せ及び鹿児島市議会基本条例第9条第2項に規定する反問に関する申合せの改正案並びに代表質疑における一問一答方式の試行に関する申合せの廃止について提起がなされ、同年3月15日の議運において、議長提起のとおり決定した。
- iv. 虚礼廃止に関する申合せの見直し（※実施済）
 - ・ 令和4年6月22日の議運において、議長から、「WGにおいては、現在の申合せを廃止し、公職選挙法を一層遵守し虚礼廃止を推進するとともに、祝電及び弔電等の取扱いについて本市議会独自のルール（親族に係るものを除き選挙区内への発送を引き続き禁止すること）を盛り込んだ新たな申合せを制定することで意見がまとまった」との報告があり、同年8月3日の議運において、新たな申合せを決定した。

※詳細はP30の4（5）を参照
- v. 議会タブレットの議場等への持ち込み等に係る議会運営に関する申合せ事項の一部改正（※実施済）
 - ・ 令和5年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、同年6月1日からの会議用システム（moreNOTE）の試験運用開始に伴うタブレット端末の議場等への持ち込みに関すること及び傍聴者等に対し携帯電話等の電源を切ることを改めて周知することに関して、議会運営に関する申合せ事項の改正案を取りまとめた」との報告があり、申合せ事項の改正案について提起がなされ、同年5月17日の議運において改正案のとおり決定した。
- vii. 発言通告書（質疑）の提出時期の見直し（※実施済）
 - ・ 令和6年2月5日の議運において、議長から、「WGにおいては、発言通告書

(質疑)について、現在、質疑等初日の2日前の午前11時を締切としているが、令和6年第2回定例会から、第1回定例会の現年度分を除き、各定例会で通常想定されている代表・個人質疑に限り、市の休日を換算せず、質疑等初日の3日前の午前11時とすることで意見がまとまった」との報告があり、提出時期の見直しについて提起がなされた。

- ・同年2月19日の議運において、議長提起のとおり見直すことを確認し、議会運営に関する申合せの改正案について提起がなされ、同年3月15日の議運において、改正案のとおり決定した。

viii. 会議用システム（moreNOTE）の本格運用（※実施済）

- ・令和6年2月5日の議運において、議長から、「WGにおいては、令和5年第2回定例会から試験運用しているmoreNOTEについて、議員改選後、初当選議員を含め、改めてタブレット操作研修会を実施した上で、令和6年第2回定例会から本格運用することで意見がまとまった」との報告があり、moreNOTEの本格運用について提起がなされた。
- ・同年2月19日の議運において、議長提起のとおり本格運用することを確認し、関係の申合せ等の改正案について提起がなされ、同年3月15日の議運において、改正案のとおり決定した。

〈参考〉その他の取組

i. オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の一部改正等（※実施済）

- ・令和4年2月21日の議運において、議長から、「新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、また、台風の常襲地帯や桜島を抱えるといった地理的特性などを踏まえ、委員が参集できない事態を想定して、全国市議会議長会から示された改正案を参考に委員会条例等を改正したいと考えている」との発言があり、委員会条例及び会議規則の改正案について提起がなされた。
- ・同年2月25日の議運において、議長提起のとおり改正することを確認し、委員会条例等一部改正の新旧対照表及びオンライン委員会の運営に関する申合せ（案）について提起がなされた。
- ・同年3月3日の議運において、委員会条例等については、新旧対照表のとおり改正することを確認し、申合せ（案）については、委員会条例等の一部改正の施行に合わせて施行することを決定した。
- ・同年3月18日の議運において、委員会条例等の一部改正議案の取扱いについて協議し、議運所属議員全員の発議により、3月22日の本会議で提出者説明及び委員会付託を省略の上、簡易表決とすることを確認した。
- ・同年3月22日の本会議において、委員会条例等の一部改正議案を原案どおり可決した。

(2) 議会改革推進研究会の取り組み

① 「議会改革推進研究会」 ⇒ 平成25年1月設置

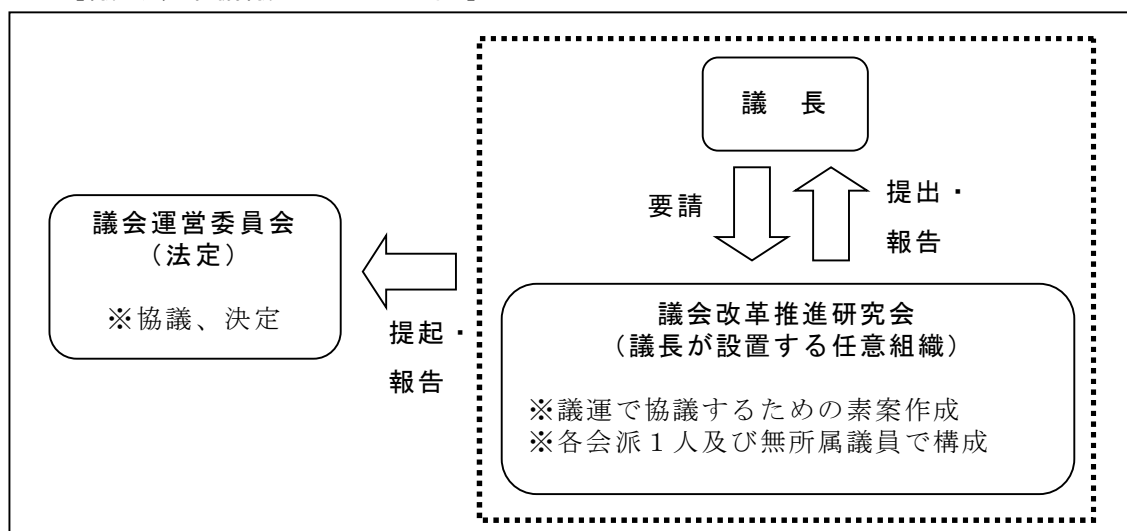
市議会では、議会機能の充実・強化を図るため、平成25年1月に議長が設置する任意組織である「議会改革推進研究会」（以下「研究会」という。）において、議長が要請した議会改革の9項目について、28年2月までに計36回にわたる協議、検討を行った。

研究会では、議会基本条例の制定をはじめ、正副議長立候補制、請願・陳情に係る市民等からの意見聴取など、同改革の具体的な制度化に向けた素案を策定し、随時、議会運営委員会への報告を行った。

ア. 研究会の概要

区 分	内 容
設置目的	議会機能の充実・強化を図るため、議会改革の推進について調査・研究の上、議会運営委員会で協議するための素案等を作成することを目的とする。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派から1人及び無所属議員をもって構成する。 ・座長及び副座長一人を置き、委員の互選により定める。 ・座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に研究会への出席を求め、意見を聴くことができる。
委員の任期	委員の任期は、議員の任期とする。
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議長から要請のあった事項 ・研究会で調査・研究することを確認した事項
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・協議経過・結果等については、議長に随時報告する。 ・研究会は、原則非公開とする。ただし議員の傍聴は認める。 ・その他運営に関し必要な事項は、研究会において協議・決定する。

イ. [議会改革協議のイメージ図]



《平成25年1月～平成28年2月における協議項目（9項目）》

1. 議員定数
2. 出前議会
3. 政務活動費のあり方
4. 正・副議長立候補制
5. 本会議・委員会の活発な議論
6. 議会基本条例の制定
7. 意見書提出の協議のあり方
8. 決算審査のあり方
9. 視察報告のあり方

② 「議会改革推進研究会」 ⇒ 平成28年6月設置

平成28年4月の改選後、前任期に引き続き、議長が研究会を平成28年6月に設置し、前任期から引き継がれた「出前議会」と「代表質疑の一問一答方式導入」を含む議会改革の12項目について、令和2年2月までに計40回にわたる協議、検討を行った。

研究会では、「政務活動費」や「出前議会」、「代表質疑の一問一答方式導入」など8項目について協議検討を行い、このうち「政務活動費関係書類の市議会ホームページでの公開」や「政務活動費のさらなる透明性の確保のための方策」については、具体的な制度化に向けた素案を策定し、随時、議会運営委員会への報告を行った。

《平成28年6月～令和2年2月における協議項目（12項目）》

1. 出前議会
2. 代表質疑の一問一答方式導入
3. 議員定数
4. 申合せ等の見直し（虚礼廃止等）
5. 政策立案検討体制の構築
6. 委員会会議録のホームページでの公開
7. 議員報酬
8. 費用弁償
9. 政務活動費
10. 「市議会だより」への質疑者の掲載
11. 海外行政視察のあり方
12. 議場内タブレット端末等の活用

(3) 政務活動費の運用に関する申合せ

① 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正 ⇒ 平成25年6月施行

「政務活動費の運用に関する申合せ」及び「鹿児島市議会会派における政務活動費経理事務取扱要領」に、地方自治法及び政務活動費の交付に関する条例の一部改正

等を踏まえた「要請・陳情活動」の具体的方法や「研修会等への参加」の運用等に関する規定を追加した。

《同申合せ及び同要領一部改正の概要》

- ア. 要請・陳情活動については、国・県などの行政機関、政党及び国会議員に対し、書面により直接面会して行い、政党や国会議員に対して行う場合は行政機関への要請等もあわせて行うこと
- イ. 出張報告書には相手方の名刺又は名簿及び要望書等の写しを添付すること
- ウ. 研修会等に市政に関する内容が含まれている場合に政務活動費を支出することができることとし、その判断は各会派で行うこと
- エ. 出張届は原則として出張2週間前までに、出張報告書は原則として出張後1か月以内に提出すること
- オ. 出張報告書には所感も記載すること 等

② 政務活動費関係書類の市議会ホームページでの公開 ⇒ 平成29年6月

新たな議員の任期に合わせ、政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しを市議会ホームページで公開した。

③ 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正 ⇒ 平成30年4月施行

政務活動費のさらなる透明性を確保するため、「政務活動費の運用に関する申合せ」及び「鹿児島市議会会派における政務活動費経理事務取扱要領」を一部改正し、政務活動費で購入した郵便切手及びはがきの出納に関する取り扱いを改めるとともに、政務活動費に係る出張報告書の写しを、議会図書室において閲覧できるよう配置した。

《同申合せ及び同要領一部改正の概要》

- ア. 広報紙及び報告書等を郵送する際は、料金別納等による窓口払いが望ましい。ただし、はがき（料額印面の付いた郵便葉書をいう。）による場合、又は郵便切手を事前に購入した場合は、切手・はがき出納簿において使用目的、在庫状況、送付対象物・件数を適切に管理するものとし、切手・はがき出納簿は、鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に規定する証拠書類として議長に提出するものとする。
- イ. 政務活動費に係る出張報告書については、市民からの閲覧要請にも対応できるよう議会図書室に写し等を配置する。

(4) 政務活動費の交付に関する条例等

① 政務活動費の交付に関する条例の一部改正 ⇒ 令和7年4月施行

事務補助員に係る経費の取扱いを見直すため、条例第3条に定めていた補助加算額の「月額270,000円以内」を撤廃した。

② 政務活動費の交付に関する条例第3条第1項に定める交付額のうち市長が別に定める基準の一部改正 ⇒ 令和7年4月

加算額を交付できる事務補助員の対象人数を2人までとしていたが、これを政務活動費の運用に関する申合せと同様に会派所属人数に応じて事務補助員4人までとした。

また、算出方法についても報酬日額に年度の開庁日数を乗じる方法からフルタイムの報酬月額に見直すとともに、期末・勤勉手当を補助加算対象に加えた。

(5) 正副議長選挙に係る意思表示の導入 ⇒ 平成26年第1回臨時会

議長及び副議長の選出過程を明らかにするため、平成26年第1回臨時会（平成26年5月）における正副議長選挙から、議運代表者会議等において議長または副議長を志す議員の意思表示を実施（平成30年第1回臨時会（5月）まで試行）している。

(6) 議会基本条例の制定 ⇒ 平成26年6月26日施行

平成26年第2回定例会において、本市議会の最高規範となる「鹿児島市議会基本条例の制定」を全会一致で可決し、同日、施行された。

本条例は、二元代表制の一翼を担う市議会について、その基本理念及び基本的事項を定め、議会及び鹿児島市議会議員の役割及び活動原則を明らかにすることにより市民の負託に応える議会を実現し、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的としている。

《主な経過》

平成24年11月	議会運営委員会で協議する議会改革の項目の一つとして、「議会基本条例の制定」を確認
平成25年1月	議長が任意組織である議会改革推進研究会を設置
平成25年8月	議会運営委員会で議会改革に関する先進地視察
〃	議会改革推進研究会で同条例に係る協議を開始
平成26年1月	同条例に係る議員研修会の開催
〃	同条例素案について協議を開始
平成26年5月	議会改革推進研究会で同条例素案を決定
〃	研究会が議長へ同条例素案を報告
〃	議会運営委員会において条例案とすることを確認
平成26年6月	平成26年第2回定例会に議員提案、議決、施行

(7) 議会基本条例に基づく新たな取り組み ⇒ 平成27年2月、令和2年10月

ア. 請願及び陳情に係る市民等からの意見聴取の導入

委員会（常任、特別及び議会運営）において、請願及び陳情の提出者が希望し、かつ、付託された委員会が必要と認めた場合に、当該請願及び陳情について、市民等（提出者）から意見聴取する機会を設けた。

イ. 反問の導入

本会議（又は委員会）において、議員（又は委員）の質問の内容や趣旨等が不明確な場合に、論点を明確化し議論を深める目的で、その内容や趣旨等を確認することができる「反問」を導入した。

なお、令和2年10月には反問の範囲を見直し、従来の趣旨確認に加え、実質的な反対質問として議員又は委員の考え方や根拠を問う反論まで認めることとし、令和2年12月議会から適用している。

ウ. 議員間討議の導入

委員会（常任、特別及び議会運営）において、政策立案及び政策提言を積極的に行うため、付託事件（議案、請願・陳情）及び所管事務調査を対象に、議員同士が自由に相互の意見を述べ合うことができる「議員間討議」を導入した。

(8) オンライン委員会の導入 ⇒ 令和4年3月、7年3月

[令和4年3月]

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等に伴い委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合に、オンラインによる方法で委員会を開くことができるように関係例規を改正した。

[令和7年3月]

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことを踏まえ、開催要件を大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延に改正した。

(9) 国等へ意見書提出を求める陳情の審査の改善 ⇒ 平成24年度

国等へ意見書提出を求める陳情については、従来、他の請願・陳情と同様、当局出席を求め、当局に対し陳情に対する現状説明や見解等を求める中で結論を出していたが、その内容によっては、国の動向等により時機を失する可能性があることから、平成24年度から陳情取扱要綱を改正し、当該陳情については、議長が議運に諮った上で、本会議に上程せず、陳情書の写しを全議員に参考送付する取扱いとした。

(10) 議会の運営等に関する陳情の取扱いの見直し ⇒ 令和6年12月

議会運営等に関する陳情については、従来、議運に付託して審査し、結論を出していたが、議会運営や議会改革に関する協議は議運の検討課題として議運や議会改革推進ワーキンググループにおいて協議し、議会として必要な改革を行っていることから、陳情取扱要綱を改正し、当該陳情については、議長が議運に諮った上で、本会議に上程せず、陳情書の写しを全議員に参考送付する取扱いとした。

(11) 議員定数の削減（50人→45人） ⇒ 平成30年3月

議員定数について議運で協議した結果、「削減」「現状維持」の意見が出され、意見の一致を見るに至らなかったことから、平成30年第1回定例会において、人口減少等を理由に「定数削減」を主張する会派等から定数を「50人」から「45人」とする議員定数条例の一部改正議案が提出された。平成30年3月22日の本会議で記名投票の結果、賛成多数により可決された。（令和2年4月19日施行）

〈議員定数の推移〉

昭和43年4月	市議会議員選挙	48人
平成8年4月	〃	50人（平成8年4月中核市移行）
平成16年11月	〃	55人（合併特例による）
平成20年4月	〃	50人
令和2年4月	〃	45人

(12) 常任委員会の数の見直し ⇒ 平成8年5月

議員定数を48人から50人と改めたことに合わせ、常任委員会については、事務事業の増加や市民ニーズが多様化する中で、議会審査をより専門的に行うため、従来の4つの常任委員会から5つの常任委員会へと拡充することとした。

（単位：人）

〈平成8年度定数条例改正前〉	〈平成8年度定数条例改正後〉	〈令和2年4月1日時点〉
総務文教委員会(12)	総務消防委員会(10)	総務消防委員会(10)
厚生保健委員会(12)	民生環境委員会(10)	市民福祉こども委員会(10)
経済企業委員会(12)	経済企業委員会(10)	産業観光企業委員会(10)
建設消防委員会(12)	建設委員会(10)	建設委員会(10)
	文教委員会(10)	環境文教委員会(10)

※編入合併特例定数（55人）時の各常任委員会の定数は11人

(13) 常任委員会の定数及び所管の見直し ⇒ 令和2年4月

議員定数を50人から45人に改めたことに伴い、常任委員会の定数を見直すとともに、付託議案数、審査時間及び所管する部の数等を勘案して、所管を見直し、あわせて名称の変更を行うこととした。

(単位：人)

〈見直し前〉

総務消防委員会(10)
市民福祉子ども委員会(10)
産業観光企業委員会(10)
建設委員会(10)
環境文教委員会(10)

〈見直し後〉

総務環境委員会(9)
防災福祉子ども委員会(9)
市民文教委員会(9)
産業観光企業委員会(9)
建設消防委員会(9)



(14) 委員会所管事務調査の活性化 ⇒ 平成8年度

会期中は議案審査に時間を割かれ、所管事務調査の日程確保が困難であることから、当該委員会として論議すべき課題を整理し、これを閉会中の継続調査事件として位置づけ、閉会中に調査を行うこととした。なお、1日で調査が終わらない場合は、別途日程を設けている。

(15) 発言通告制度の整備 ⇒ 平成5年2月

本会議における個人質疑や代表質疑に関する発言通告制度については、答弁を的確に行わせ、充実した論議を展開させること、さらには能率的な議事運営を図る観点から設けられていることに鑑み、次の事項等について一定の整理を行った。

① 発言通告書の記載のあり方（具体的、明確に記載すること）

的確な答弁、充実した論議、能率的な議事運営の観点から、具体的、明確に記載すること等を取り決めた。

② 通告書確認のための議会運営委員会の開催

通告一覧表の確認、事情変更等による質疑項目の変更等の取り扱い、日数に応じた質疑者の人数割振りを行うこととした。

③ 質疑者に対する当局の取材のあり方

当局の取材が整然と行われるよう、取材人員、場所、時間、取材窓口についての整理を行った。

(16) 協議又は調整を行うための場の設置 ⇒ 令和7年3月

議会活動の明確化を図るため、市議会で開催していた任意の会議のうち、会議の公開及び記録の作成を行う会議（議会協議会、初顔合わせ議員協議会、各派交渉会、鹿児島市議会防災都市推進協議会）について会議規則を改正し、協議又は調整を行うための場として位置づけた。

(17) 議員研修会の開催

開催年度	テーマ	講師（肩書は研修当時）
平成8年度	行政手続法について	鹿児島大学法文学部助教授 米丸恒治氏
平成9年度	地方分権とは	法政大学法学部教授 五十嵐敬喜氏
	マルチメディアの基礎と地域情報化	議員による意見発表会
	川をとおしての地域分権～一地方議員の雑感	議員による意見発表会
平成10年度	高齢社会を生きる	淑徳大学社会学部教授 佐藤俊一氏
	外から見た鹿児島	日本貿易振興会鹿児島貿易情報 センター所長 新井俊三氏
	地方分権について	横浜国立大学名誉教授 成田頼明氏
平成11年度	介護保険とその課題	鹿児島女子短期大学教授 久永繁夫氏
平成12年度	地球環境問題と自治体の役割	(有)フェルナンデ代表 環境コン サルタント 峰 淳二氏
平成13年度	議員パソコン研修	(株)NTTトラコム鹿児島支店か ら講師派遣
平成17年度	一問一答方式における発言通告と質疑のあり 方について	※議員相互の意見交換等を通し て、一問一答方式の認識と理 解を深めるため2回行った。
平成18年度	地球環境からみた21世紀の地方自治のあり方	鹿児島市環境アドバイザー 末吉竹二郎氏
平成19年度	インターネットによる本会議中継・録画放映 及び議会HPリニューアルの実施概要	※議運で確認された課題を協議 するために設置した「議会情 報広報検討委員会」において 取りまとめた実施概要につい て、議員全員の共通認識を持 つため実施した。
平成20年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に 関して	総務省財務調査課長補佐 稲原 浩氏
	鹿児島市親善訪問団報告会（マイアミ市訪 問）	親善訪問団報告会
	鹿児島市友好代表団報告会（長沙市訪問）	友好代表団報告会
平成21年度	地方分権改革と地方議会	全国市議会議長会政務第一部参 事 目黒宏康氏
	九州新幹線全線開業を見据えて～本市観光振 興の課題と展望～	鹿児島県観光プロデューサー 奈良迫英光氏
平成22年度	桜島火山活動と今後の見通し	京都大学防災研究所火山活動研 究センター准教授 井口正人氏

	私の鹿児島について	鹿児島国際大学経済学部准教授 ジェフリー・S・アイリッシュ氏
平成23年度	地域主権改革の動向と地方自治制度の見直し	全国市議会議長会次長 関口 勝氏
	薩英戦争のきっかけとなった生麦事件から150年	維新ふるさと館館長 福田賢治氏
平成24年度	地方議会改革の現状と課題	全国市議会議長会法制参事 本橋謙治氏
平成25年度	住民自治の新たな進展と議会基本条例の意義	山梨学院大学法学部教授 江藤俊昭氏
平成26年度	予算・決算における審査のポイント	立命館大学政策科学部教授 森 裕之氏
	A E Dの果たす役割と使用方法	消防局警防課
平成27年度	議会運営と活性化のノウハウ	全国都道府県議会議長会議会制度研究アドバイザー 野村 稔氏
平成28年度	地方議会改革・地方議会活性化	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 新川達郎氏
平成29年度	議会の機能強化のための議員活動における留意点等	桃木野総合法律事務所弁護士 桃木野 聡氏
平成30年度	過去の教訓を生かした地域防災について	危機管理局危機管理課 危機管理専門官 西田康浩氏
	鹿児島市友好代表団報告会（長沙市訪問）	友好代表団報告会
令和元年度	多様性の共存・共生社会とは	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授 東 優子氏
	鹿児島市友好代表団報告会（長沙市訪問）	友好代表団報告会
令和2年度	生物多様性とは～私たちの暮らしと命を支える生きものの恵み～	鹿児島県環境技術協会環境企画・普及課長 清水建司氏
	新型コロナウイルス感染症の現状と今後の感染対策	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授 西 順一郎氏
令和3年度	コロナ後の都市戦略と観光	鹿児島市シティプロモーションアドバイザー 松山良一氏
令和4年度	鹿児島市が選ばれ続けるために	鹿児島市観光未来戦略アドバイザー 山田桂一郎氏
令和5年度	地方議会におけるEBPMの推進について～e-Statを使って我が国経済・社会をみる～	総務省統計高度利用特別研究官 井上 卓氏
令和6年度	自治体議員のコンプライアンス	晴海パートナーズ法律事務所 帖佐 直美氏

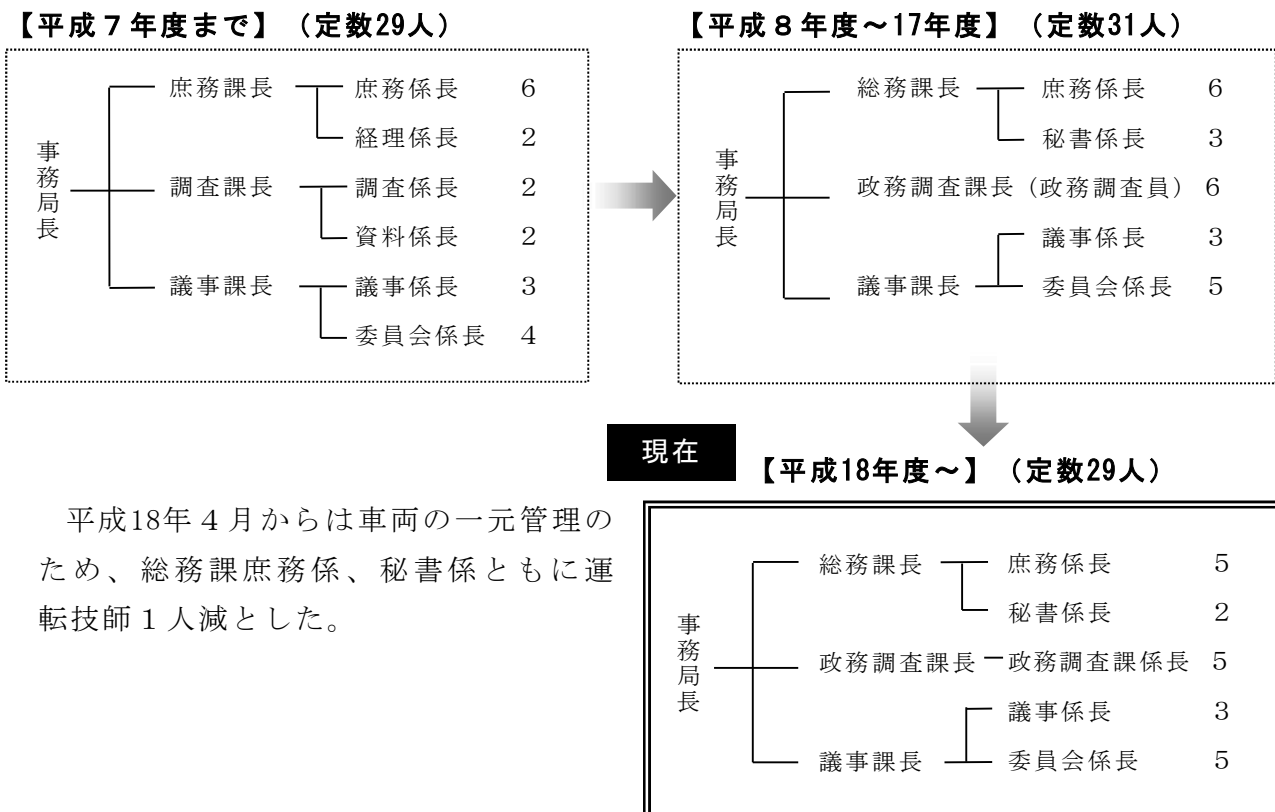
	鹿児島市友好代表団等報告会（パース市・長沙市訪問）	友好代表団等報告会
令和7年度	最近の金融経済情勢について	日本銀行鹿児島支店長 矢野 正康氏
	鹿児島市友好代表団等報告会（ナポリ市・長沙市訪問）	友好代表団等報告会

(18) 新人議員への研修会の開催

初当選した議員に対して、諸事務手続き、議会制度、議員としての心構え等について、議会事務局による説明を行うとともに、執行部全ての所管事務等説明会を実施している。（3日間開催）

(19) 議会事務局機構改革 ⇒ 平成8年度

議会の補助機能を果たす事務局体制の充実強化を図るため、組織機構の改革を行った。



平成18年4月からは車両の一元管理のため、総務課庶務係、秘書係ともに運転技師1人減とした。

(20) 調査機能の充実強化

① 政務調査員制度の導入 ⇒ 平成8年度

議会の調査機能や政策立案能力を高めるため、平成8年度に、従来の調査課に代わり、新たに係制を置かない政務調査課を設置し、各常任委員会の所管ごとに政務調査員を配置した。

② 新聞記事等検索システムの導入 ⇒ 平成6年4月

従来から新聞記事については、必要に応じ切り抜き、保管しているが、過去の記事検索をより効率的に行い、調査機能を高めるため、新聞記事等検索システム（日経テレコン）を導入し、効率化を図った。

③ 議会刊行物の発行・改編

ア. 政務調査レポート ⇒ 平成8年度

政務調査員が、担当する常任委員会の所管事務について調査・研究した内容をレポートとして年1回発行し、議員に提供している。

イ. 「調査月報」から「調査時報」への改編 ⇒ 平成8年度

昭和27年11月の創刊以来、毎月発行していた調査月報を「調査時報」と名称を改め、年5回の発行とすることにより事務の効率化を図るとともに、本市議会独自の情報を増やすなど、内容の刷新・充実を図った。

ウ. 市議会情報（議会ニュース速報） ⇒ 平成9年2月

議会に関連する国の動きや制度改正など、議員へタイムリーに情報を提供するため「市議会情報」を発行している。

(21) 議会図書室の充実

① 議会図書室の整備 ⇒ 平成6年度

図書室を利用しやすい環境とするため、図書室内に閲覧用機のほか学習用機を配置し、議員の調査・研究活動の一助とした。

② 蔵書リストのデータ管理 ⇒ 平成15年度

従来、図書カード（紙製）で検索していた議会図書室蔵書について、図書室内のパソコンにデータ蓄積・管理し、図書の検索機能を付加することにより、利用者が必要な蔵書を簡単かつ迅速に検索することができるようにした。

③ 「議会図書室だより」の発行 ⇒ 平成21年度

平成21年4月から議会図書室の利用促進を図るため、新規購入図書を紹介する「議会図書室だより」を発行している。また、平成28年4月からは、毎月発行するとともに、庁内掲示板（庁内LAN）にも掲載し、市職員にも案内している。

④ 西別館への移転及び新刊図書コーナーの設置 ⇒ 平成27年度

平成27年に竣工した西別館に移転し、従来よりも閲覧スペースを広げるとともに、新刊図書コーナーを設けた。

⑤ レイアウトの変更 ⇒ 令和2年度

図書室をより利用しやすい環境とするため、室内を利用者の動線に配慮したレイアウトに変更した。



2. 市民に開かれた議会

(1) ホームページによる議会情報の発信

① 議会ホームページの開設 ⇒ 平成10年10月1日開設

市地域情報化計画に基づき、議会のホームページを平成10年10月に開設し、分かりやすく、親しみのある情報提供に取り組んだ。

② 議会ホームページのリニューアル ⇒ 平成21年1月、平成27年3月

平成21年1月には全面的リニューアルを行い、議会独自のトップページを新設するとともに、各ページも独自のフレームデザインに変更した。

各定例会等の会議の結果を掲載するページや行政調査報告等のページを新たに作成するとともに、これまで公開していた情報項目についても、内容の見直しや充実、情報の追加を行った。

また、平成27年3月には、市ホームページのリニューアルに合わせて、議会ホームページのリニューアルを行った。

親しみやすさや使いやすさに配慮して、トップ写真のスライドショー化や分類項目の整備等を行うとともに、スマートフォンに対応させた。

(2) 議会中継及び録画放映

① 市政情報配信システムによる生中継の開始 ⇒ 平成11年3月議会

市政情報配信システムを利用して本会議の生中継（本会議開会時から閉会時まで）を行い、市民ホール（東別館1階）及び市民課ロビー（別館1階）に設置されているモニターテレビで、来庁者が本会議の様態を視聴できるようにした。

また、平成17年9月からは、8支所及び東桜島合同庁舎でも議会中継を視聴できるようにした。

② 議場内傍聴席にモニターテレビを設置 ⇒ 平成21年6月議会

質疑が対面式になり、傍聴席から質問者の表情等が見えなくなったことから、議場傍聴席（左右2カ所）にモニターテレビを設置し、市政情報配信システムの映像を流すことで、傍聴者が質疑をより理解しやすいよう整備した。

③ インターネットによる生中継及び録画放映の開始 ⇒ 平成20年6月議会

平成20年6月議会から本会議の様態をインターネットを通して生中継するとともに、同本会議分から録画放映も開始した。

なお、録画放映は、生中継終了後4日程度（土、日、休日を除く）で視聴可能となっている。（過去12年分）

④ 本会議中継システム等のフルデジタル化 ⇒ 平成27年5月臨時会

機器の老朽化及び議事堂の移転（別館から西別館へ）に伴い、カメラ・マイクなどの本会議中継システム並びに市政情報配信システム（上記①）をフルデジタル化し、より鮮明な映像、音声で議会中継を視聴できるようにした。

⑤ スマートフォンやタブレット端末による生中継及び録画放映の開始

⇒平成28年第1回臨時会

平成28年第1回臨時会から、インターネットに加え、スマートフォンやタブレット端末での議会の生中継や録画放映も視聴できるようにした。

⑥ スキップコントロール機能、スキップ機能の追加 ⇒ 令和7年4月

録画放映にスキップコントロール機能（いわゆる倍速再生機能（×0.5、×1.0、×1.5、×2.0））とスキップ機能（いわゆる巻き戻し/早送り機能（15秒ごと））を追加した。

(3) 会議録の閲覧・検索 ⇒ 平成15年4月1日

平成6年4月から庁内システムで会議録を閲覧・検索していたが、平成15年度から市民もインターネットを通じて本市ホームページから会議録を閲覧・検索できるようにした。また、平成31年4月1日から、スマートフォンに対応した機能を追加した。

〈概要〉

- ・平成6年の会議録から全文掲載
- ・会議名と開催年、発言通告一覧表、発言者、言葉での検索が可能（複合条件でも可）
- ・会議録は、定例会終了後約2か月を目途に掲載している。

(4) 委員会記録の閲覧・検索 ⇒ 令和4年7月

令和4年度から本市ホームページにおいて委員会記録を閲覧・検索できるようにした。

〈概要〉

- ・令和4年度の委員会記録から全文掲載
- ・委員会名と開催年、発言者、言葉での検索が可能（複合条件でも可）
- ・委員会記録は、委員会終了後約3～4か月を目途に掲載している。

(5) 傍聴者のために議場内の議席等の配席図を配付 ⇒ 平成19年12月議会

傍聴者がより関心をもって本会議を傍聴することができるように、傍聴者に議場内の議席等の配席図を配付することとした。

(6) 本会議における一問一答方式・対面式の導入

⇒ 平成14年3月議会、令和4年9月議会

① 一問一答方式の導入

議員が1回の登壇で行う複数項目にわたる質疑に対し、市長以下各局長等がそれぞれ一括して答弁する従来の方式に代え、1つの項目ごとに質疑と答弁を行う一問一答方式を個人質疑、緊急質問に限って導入した。（平成14年3月議会から試行、平成17年9月議会から本格実施）

なお、令和4年9月議会からは、代表質疑においても試行を開始し、令和6年9月議会から本格実施している。

② 対面式の導入

議員が議長席側の演壇から議員席に向かって質疑を交わす従来の方式に代え、議員席最前列の演壇から答弁者である当局席側に向かって質疑する対面式を導入した。

ア. 議長席側の演壇からの発言（議員に対する発言）

委員長報告及びそれに関連する発言、討論、議員提出議案に関する発言、修正案に関する発言、動議、投票に関する要求、議員の発言取り消し、市長発言、議長のあいさつ 等

イ. 議員席側の演壇からの発言（当局に対する発言）

代表質疑、個人質疑、緊急質問、未通告発言、議員の質疑等の際の発言訂正

(7) 本会議における議員呼称の改善（君から議員へ） ⇒ 平成8年12月議会

女性議員が「君」と呼ばれることに違和感を感じていること、また、時代の流れの中で言葉に対する認識も変化していることも踏まえ、呼称を「君」から「議員」に改めた。

(8) 本会議場傍聴席に音声伝達システムを導入 ⇒ 平成8年9月

耳の不自由な方のために、ワイヤレス補聴器で明瞭に聞き取ることができる音声伝達システムを導入した。

(9) 請願・陳情提出者に委員会審査日を連絡 ⇒ 平成8年度

自ら提出した請願・陳情が、委員会においていつ審査されるかについては、提出者として当然知りたいことであることから、議会傍聴を奨励する意味からも委員会審査日を連絡することとした。（令和6年度からはがきに代え、メール、FAX、電話等で連絡することとした。）

(10) 会期日程の早期公開 ⇒ 令和3年3月議会

各定例会の告示日及び招集日を確認する議運（招集日のおおむね1か月前）で会期日程案（見込み）を配付の上、市議会ホームページ等で公開することとした。

(11) 閉会中の委員会日程のホームページ公開 ⇒ 平成27年3月

閉会中の委員会日程（常任委員会の請願・陳情審査、特別委員会）については、議会基本条例に基づく請願及び陳情に係る市民等からの意見聴取を、平成27年4月開催の委員会から実施するのに合わせて、陳情者や傍聴者などに対する市民サービス向上のため、委員会開催日のおおむね1か月前にホームページで公開することとした。

(12) 請願・陳情等のホームページ公開 ⇒ 令和2年5月

委員会付託などの取扱いを決定した請願・陳情について、市民サービス向上のため、請願・陳情文書表や審査結果等をホームページで公開することとした。

また、提出された議案についても、その概要を市議会ホームページから閲覧できるようにした。

(13) 傍聴者のために閲覧用の議案書・陳情文書表を配置 ⇒ 平成7年3月議会

傍聴者には、議長や委員長等が議案名等を口頭で発言しても分かりにくいいため、議場受付や委員会傍聴席に閲覧用の議案書や陳情文書表を配置した。

なお、議員の質問通告一覧表については、従前から傍聴者にも配付している。

また、委員会において当局から提出された資料についても、適宜、傍聴席に閲覧用として配置している。

(14) 議員発言通告の市民への事前公開 ⇒ 平成6年9月議会

市民がより関心を持って市議会の傍聴に来ていただけるよう、本会議の発言通告一覧表を市庁舎（総合案内）に設置することとした（自由に持ち帰り可能）。

また、周辺5町との合併（平成16年11月）以降は、8支所及び東桜島合同庁舎の窓口にも設置している。

- ・市議会ホームページに発言通告一覧表を掲載するとともに、電話による照会に対応するほか、希望者にはFAXサービスも行っている。
- ・地元新聞においても「市議会へ行こう」のコーナーを設け、本会議及び各委員会での審議項目を掲載している。

(15) 傍聴者の要請に応じ手話通訳者等を配置 ⇒ 平成3年5月

本会議や委員会の傍聴を希望する者から要請があった場合、鹿児島市手話通訳者・要約筆記者派遣運営協議会事務局を活用し、対応している。

なお、手話通訳者等の派遣に係る費用は、公費負担（当初予算に計上）としている。

(16) 委員会の公開 ⇒ 昭和22年度

現行委員会条例では、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる制限公開となっており、本市においては意見まとめ（採決時）を除き、委員長が委員会に諮った上で許可していたが、平成2年9月から、意見まとめも含めた公開としている。

また、議会運営委員会についても議会運営に関する協議等における傍聴は許可していなかったが、平成10年5月から、他の委員会と同様の取り扱いとした。

※傍聴許可人員・・・おおむね12人（議会運営委員会についてはおおむね8人）

(17) 市議会だよりの点字版・音声版の発行 ⇒ 平成8年度

① 点字版

市視覚障害者協会を通じて、目の不自由な方（希望者）や県立盲学校、県視覚障害者情報センター（点字図書館）等に配付しているほか、議会図書室にも設置している。

② 音声版（CD版は平成25年度から配付）

市視覚障害者協会を通じて、目が不自由で点字の読めない方（希望者）や老人ホーム、市立図書館等に配付しているほか、議会図書室にも設置している。



(18) 市議会広報紙「かごしま市議会だより」の発行・充実 ⇒ 昭和24年創刊

議会活動を広く市民に周知・理解していただくため、昭和24年から市議会広報紙「市議会だより」を発行しており、現在は、全カラー、タブロイド判で年4回発行し、全戸に配布している。



【平成10年第3回定例会号～】

議案等に対する各会派等の表決態度、代表質疑の会派名等、個人質疑の氏名等（別枠で）を掲載した。

【平成23年第1回定例会号～】

各号2ページの増（従前4ページを6ページ、従前6ページを8ページ）を行い、紙面の内容を充実するとともに、文字を拡大した。（9ポイント→10ポイント）

【平成23年第4回定例会号～】

市民に議会や市議会広報紙に親しみを持っていただくため、市政に関する議会での逸

話等をまとめた「市議会あんな話、こんな話」の連載を開始した。

【平成28年第4回定例会号～】

本会議の録画中継等、議会ホームページをより多くの市民に閲覧していただけるよう、議会ホームページ等にリンクする二次元バーコードを掲載するようにした。

【平成29年第1回定例会号～】

自治体広報紙を無料で配信するスマートフォン・タブレット用無料アプリ「マチイロ」への市議会だよりの掲載を開始した。

【令和2年第3回定例会号～】（広報ワーキンググループによる見直し）

質疑部分を読みやすい書体に変更した。また、市民の意見募集を開始した。

【令和2年第4回定例会号～】（広報ワーキンググループによる見直し）

個人質疑を分野ごとに区分し、見出しをつけたほか、質疑掲載面の段と段の間隔を広げ読みやすくした。また、議案の解説や議会の動きなどを紹介する企画コーナー（クロージアアップ）を設けた。

【令和3年第1回定例会号～】（広報ワーキンググループによる見直し）

表紙面及び表決態度部分を読みやすい書体に変更した。

【令和7年第2回定例会号～】（広報広聴グループによる見直し）

レイアウトを原則縦書きから横書きへ変更した。文字の大きさを10ポイントから10.5ポイントへ変更するとともに、文字数を削減し、写真等を増加する。

代表・個人質疑の二次元コード掲載した。（※代表質疑は会派別・個人質疑は質疑日別）

【令和8年第1回定例会号～】（広報広聴グループによる見直し）

代表質疑記事中に「その他の質疑」欄を設置。

(19) 市民に身近な場所（公共施設）での会議録の閲覧・貸出し

市議会における論議を市民に正確に知っていただくため、会議録を市内の公共施設に配置し、市民がいつでも手軽に閲覧できるようにした。

- ・市立図書館、天文館図書館、県立図書館、地域公民館（14館）、地域福祉館（41館）、校区公民館（78館）等、161カ所で閲覧可能
- ・上記のうち、市立図書館、天文館図書館、県立図書館、地域公民館等の18カ所では、貸出しも可能

(20) 市議会の情報公開 ⇒ 平成5年1月1日

鹿児島市情報公開条例に基づき、それぞれ個人情報など保護すべき部分を除き、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の概要記録（令和3年度開催分まで。4年度開催分から市議会ホームページで公開）、旅行命令簿、出張（行政視察）報告、交際費及び食糧費並びに政務活動費など、すべて公開している。

(21) 政務活動費収支報告書への領収書等の証拠書類の添付 ⇒ 平成19年4月

平成19年度の政務活動費から、交付時期を毎月交付から半期交付とし、その収入及び支出に関する報告書（収支報告書）に、当該すべての支出に係る領収書等の証拠書類の写しを添付することとした。

(22) 簡易な手続きによる政務活動費収支報告書等の閲覧 ⇒ 平成26年6月

平成25年度の政務活動費から、収支報告書及び領収書等の写しを情報公開請求に基づく手続きを経ず、閲覧ができることとした。

（閲覧場所：議会図書室）

(23) 政務活動費収支報告書等の議会ホームページでの公開 ⇒ 平成29年6月

政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しを市議会ホームページで公開し、より透明性を向上させることとした。

(24) 政務活動費に係る出張報告書の閲覧 ⇒ 平成30年4月

平成30年度の政務活動費から、出張報告書の写しの閲覧ができることとした。

（閲覧場所：議会図書室、過去5年分）

(25) 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正

※ P 11の(3)に記載

(26) 本会議開議告知ブザーの改善 ⇒ 平成22年5月

告知ブザーの音量が大きく、来庁者が突然のブザー音に驚かれたり、窓口業務等に支障を来すことがあるとの声も寄せられたことから、議会フロア以外の場所では、庁内放送による案内とした。

(27) 各会派議員控室入口にネームプレートを掲示 ⇒ 平成19年12月

来訪者が議会フロアを訪れた際、訪ね先を容易に確認できるように、各会派等の議員控室入口に、所属議員の氏名を明記したネームプレートを掲示した。

(28) 議会事務局室のオープン化 ⇒ 平成8年11月、平成27年4月

議会に誰もが気軽に入れるよう事務局入口、壁面をガラス張りにし、オープンカウンターを設置した。

また、平成27年に竣工・移転した西別館の事務局においてもオープンカウンターを設置した。

なお、議員への面会希望者は、同カウンターで受付簿に必要事項を記入し、事務局で各控室に連絡後、案内することとした。



(29) 議会案内板の設置 ⇒ 平成6年5月

市庁舎入口2カ所に本会議や委員会等の当日の開催状況をお知らせする案内板を設置している。

また、議会フロア入口には、各委員会開会当日の日程や審査内容等の一覧表を掲示し、一目で分かるようにしている。



(30) こども市議会探検「市議会に行ってみよう！」の開催 ⇒ 令和7年8月

主権者教育の一環として、市議会の役割や仕組みの学習、議員との交流等を行うことにより、市議会への理解と関心を高め、市議会をより身近に感じてもらうことを目的とし、こども市議会探検「市議会に行ってみよう！」を8月6日、7日（午前と午後の計4回）に開催した。

8月6日は、議場において、議長の歓迎メッセージ後、事務局職員の説明による「『市議会ってなんだろう？』・市議会クイズ」を通して、市議会の役割や仕組みを学習するとともに、「議員さんに聞いてみよう」のコーナーでは、児童が普段疑問に思っていることを直接、議員に質問し、各議員がわかりやすく回答した。

議員と一緒に出発した「議会探検ツアー・クイズラリー」では、委員会室や議会図書室のほか、普段なかなか入ることのない正副議長室などをクイズを解きながら探検した。

探検ツアー終了後は、議長が参加児童一人ひとりに修了証を授与し、児童がそれぞれ感想を発表し、副議長による講評の後、全員で記念撮影を行い、閉会した。

8月8日は、大雨のため、プログラムを変更し、オンラインで開催した。

3. 政策提案

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の制定

ア. 条例制定の経緯

令和5年6月15日に天文館連絡協議会をはじめとする5団体から「天文館地区の悪質な客引き行為等に関する法的規制の強化に関する要望書」が議長宛に提出された。同年6月26日の議運において議長から、今秋にはかごしま国体・かごしま大会が開催されることから、市民や観光客等の客引き行為の被害を防ぎ、安心して安全な地域社会の実現を図るため、実効性を有する本市独自の条例を議員発議により制定したい旨の提起がなされ、議運の検討課題とすることを確認した。

同年8月2日の議運において、全会一致で条例を制定することが確認され、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例案の内容について確認された。

令和5年第3回定例会（8月23日）において、同条例案を全会一致で可決した。

イ. 条例の内容

i. 施行期日

令和5年10月1日

ii. 目的

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等、事業者等及び地域団体と連携して、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安心して安全な地域社会の実現に寄与する。

iii. 概要

- ・安心して安全な地域社会の実現に寄与することを目的とし、本市、市民及び事業者等の責務を規定
- ・客引き行為等禁止区域を指定し、同区域における客引き行為等を禁止
- ・違反者に対し、指導・警告・命令を行い、命令に従わない場合は、5万円以下の過料を科すほか、氏名等を公表

4. 政治倫理の確立

(1) 鹿児島市議会議員の政治倫理に関する条例の制定 ⇒ 平成12年4月1日施行

- ・議員の政治倫理基準を設け、同基準に違反する疑いがあるときは、市民は有権者の100分の1以上の連署をもって、違反の疑いを証する書類を添えて調査を請求することができる。
- ・調査の請求を受理したときは、議会に政治倫理調査特別委員会を設置し、委員会は調査のため必要と認めるときは、資産等報告書等の提出を求めることができる。

(2) 鹿児島市議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定 ⇒ 令和5年7月1日施行

- ・議員は、毎年6月に、前会計年度における市に対する請負について、議長に対し、請負の対象とする役務や契約金額等を報告しなければならない。
- ・議長は、議員からの報告の一覧を作成し、公表しなければならない。

(3) 鹿児島市議会議員への企業等からの政治献金に関する決議 ⇒ 平成5年6月25日

政治倫理確立のため、企業や団体からの政治献金は一切受け取らない。

(4) 議員活動に関する申合せ ⇒ 平成5年6月1日議運決定

- ・議員として知り得た情報については、公共の利益に資することを十分勘案して対処すること。
- ・議員の後援会等が行うゴルフコンペについては、本市と利害関係にある建設、土木などの指名業者に対するコンペへの参加案内を自粛し、市民の疑惑を招くことのないよう対処すること。

(5) 虚礼廃止に関する申合せ ⇒ 平成元年6月23日、令和4年8月3日

【平成元年6月23日】

公選法の改正（平成2年2月1日施行）に先駆けて、年末年始のあいさつ状、冠婚葬祭、広告などについての自主規制を行った。

【令和4年8月3日】

施行から30年以上が経過し、その間に公選法の改正により寄附禁止の強化や年賀状等あいさつ状の禁止などほとんどの事項が法に規定されたこと、インターネットの普及による年賀状等あいさつ文のホームページ掲載や電子メール送付などへの対応が困難になっていたことから、これまでの申合せを廃止し、改めて

- ・公職選挙法を一層遵守し虚礼廃止を推進すること
- ・祝電及び弔電等は、親族に係るものを除き選挙区内への発送を引き続き禁止することを新たな申合せとすることを議運で決定した。

5. 新議事堂の整備（平成27年度）

本市議会の議事堂があった市役所別館（昭和42年建設）は、耐震補強等の改修が実施されるため、平成27年に竣工した西別館へ議事堂を移転した。

移転に当たっては、議場の音響・映像機器等を更新したほか、市民がより利用しやすく、また、高齢者、障害者及び小さな子ども連れの保護者等に配慮した整備を行った。



(1) 議場の整備

① 車いすスペースの設置

車いすの方が気軽に傍聴できるよう、傍聴席に約5台分の車いすスペースを設置した。

② 通路の段差解消等

車いすの方や高齢者等が誰でもスムーズに傍聴席に入れるよう、傍聴席までの通路の段差を解消するとともに、傍聴席の階段に手摺りを設置した。



③ 難聴者用音声伝達システムの更新

耳の不自由な方が補聴器を通して、より明瞭な音声を聞くことができるよう、最新の難聴者用音声伝達システムに更新した。

④ 親子席の設置

乳幼児等も同伴で傍聴ができるよう、防音機能を備えた4席の親子席を設けた。



⑤ 電子表決システムの導入

分かりやすく、効率的な議会運営を行うため、電子表決システムを導入し、表決結果を議場内のモニターに表示している。



(イメージ)

⑥ 昇降式演壇の設置

登壇者が高さを自由に調節できる昇降式の演壇を設置した。

(2) 委員会室の整備

① 傍聴席の増席

第1から第5委員会室は旧委員会室より広がったことから、より多くの市民が傍聴できるよう、傍聴席を8席から12席に増席した。

② 録音設備の更新

委員会室の録音機器を更新するとともに、マイクを天井3カ所に設置した。

③ マイク設備等の整備（令和6年10月）

各委員会室にマイク95本（1室あたり19本）と天井埋込型スピーカー10台（1室あたり2カ所）を設置した。

(3) その他

① 議員出退表示システムの更新

議員出退表示板を、これまでの押しボタン式からタッチパネル式に更新し、議員の出退を表示する液晶モニターを設置した。

6. その他

(1) インターネットによる行政視察受付業務の効率化 ⇒ 平成26年3月31日

他都市からの行政視察について、本市の特徴ある施策を紹介するほか、市議会ホームページに「視察申込書」の様式を掲載し、メールでも申し込めるよう申込手続きを簡素化したことにより、受付業務の軽減化、効率化等を図っている。

(2) 市議会広報紙と市政広報紙の同時配布による経費節減 ⇒ 平成19年5月

議会広報紙「市議会だより」の配布については、平成19年第1回定例会号から市政広報紙「市民のひろば」との同時配布を開始し、配布委託業務の経費節減を図った。

(3) 夏季における議員の服装の軽装化 ⇒ 平成14年5月、平成29年5月

【平成14年5月申合せ】

本会議では、男性議員は、上着・ネクタイを着用し、女性議員は、スーツ・ワンピース、又はそれに準じた服装とする。

委員会及び行政視察では、基本的にノー上着とし、ネクタイについては着用自由とする。ただし、ポロシャツやシャツ等の着用は、自主的に一定の節度をもって対応する。

【平成29年5月申合せ】

本会議では、男性議員は基本的にノーネクタイとし、上着は着用する。

(女性議員は変更なし)

委員会及び行政視察では、基本的にノーネクタイ・ノー上着とする。

(ただし書きは変更なし)

※夏季期間は6月～9月としていたが、平成19年度から5月～10月としている。(申合せは平成23年に改正)

(4) 市長の諮問機関等への議員の就任の見直し ⇒ 平成10年度

市長の諮問機関へ議員が就任、参画すること等について、議運において協議した結果、法令等において議員の就任が規定されているもの等を除き、辞退することとした。